

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 保安林の指定を解除する予定である件 五二
- 道路の区域を変更する件 五二
- 道路の供用を開始する件 五二
- 廃川敷地等が生じた件 五二
- 落札者を決定した件 五二
- 随意契約の相手方を決定した件 五二
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 五三
- 障害者自立支援法による指定障害

告 示

福島県告示第六百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の
のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年九月九日

解除予定保安林の所在場所

- 一 石川郡平田村大字西山字煙石二五六の三、二五六の六
- 二 保安林として指定された目的

福島県知事 佐藤雄平

福祉サービス事業を行う事業所の
所在地を変更した旨届出があった
件

五三

○有用広葉樹母樹林の指定の一部を
解除した件

五三

○一般競争入札を行う件

五三

○一定の複数建築物に対する制限の
特例を認定した件

五四

福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分
の一及び三分の一の数並びに福島
県議会議員選挙区別の選挙権を有
する者の総数の三分の一の数を告
示する件

五五

○不在者投票のできる施設として指
定した件

五五

干害の防備 解除の理由

道路用地とするため

(治山対策課)

福島県告示第六百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県いわき建設事務所で平成二十年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年九月九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道日立 いわき線	いわき市後田町源道平 六二番二地先から 同 市後田町源道平 六二番二地先まで	変更前	二〇・八 二九・〇	八・〇
		変更後	二〇・八 二三・四	八・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中
建設事務所で平成二十年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年九月九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道谷田川三春線	郡山市田村町上道渡字仲田一三番地先から 同 市田村町上道渡字宮ノ前五四番一地先ま	平成二〇年九 月一〇日

(道路計画課)

福島県告示第六百二十二号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 河川の名称 二級河川夏井川水系三夜川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年九月九日
- 三 廃川敷地等の位置
いわき市平下神谷字石淵七十二番一の一部及び七十二番四
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 三十三・一四平方メートル

(図二画幅)

公 告

公告第470号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県インターネットシステム構築施工業務委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年9月9日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県インターネットシステム構築施工業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成20年5月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社福島支店 福島県福島市山下町5番10号
- 5 落札金額
121,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成20年4月11日

(情報政策課)

公告第471号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県TV会議システム等の貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年9月9日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
福島県TV会議システム等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年7月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
福島リコピー販売株式会社 福島県福島市鎌田字御町21番地の2
- 5 随意契約に係る契約金額
61,107,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(原子力安全対策課)

公告第四百七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年九月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
発達支援センター	西白河郡泉崎村北平山	社会福祉法人	西白河郡西郷村小田倉	平成二〇年八月二〇日	児童デイサービス	障害児
ター	字高柳一〇	牧人会	字上上野原			

ずみざき	七一	一五八一		
------	----	------	--	--

(障がい福祉課)

公告第四百七十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年九月九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ケアホームひまわり荘	郡山市逢瀬町多田野字外林一―三	特定非営利活動法人ひまわり福祉会	福島県郡山市田村町金屋字上川原二二五―一	平成二〇年九月一日	共同生活介護	知的障害者
ニチイ ケアセンター 太平寺	福島市太平寺字過吹六―二ザ・36	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台一―九	平成二〇年九月一日	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第四百七十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年九月九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所	サービスの種類	サービスの主たる対象
--------	-------------	-------------	--------	------------	---------	------------

事業所	所在地	事業者	主たる事務所	サービスの種類	サービスの主たる対象	
共同生活 活援助 事業所 プチト マト2	相馬市粟津 字粟津三一	相馬市中村 字新町一九	特定非営利活動法人 ひまわりの家	福島県相馬市北飯淵一丁目一七一	共同生活 援助 共同生活 介護	知的障害者 精神障害者
グループホーム 原町	南相馬市原町区金沢字 割田二二八	南相馬市原町区桜井町 一丁目七七	社会福祉法人 福島県 福祉事業協会	福島県双葉郡富岡町大菅字蛇谷須 七九	共同生活 援助	知的障害者

(障がい福祉課)

公告第四百七十五号

有用広葉樹(主に用材生産に適する広葉樹をいう。以下同じ。)の優良な種子の確保及び供給を図り、その苗木生産及び造林推進に寄与するため、優良な種子の採取に適する有用広葉樹の集団を母樹林として平成二十年十二月五日に指定した指定番号福島広七十七について、平成二十年八月二十九日にその指定の一部を次のとおり解除した。

平成二十年九月九日

福島県知事 佐藤 雄平

樹種名	所在場所	所有者の氏名又は名称及び住所	解除前	解除後	本数(本)	面積(ヘクタール)
ミズキ	伊達市月館町布川 字古屋山二―一	伊達市月館町布川 字東大飼一六 斎藤 光雄	解除前	解除後	三四	〇・四六
					三〇	〇・三三

(森林整備課)

公告第四百七十六号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年九月九日

福島県会津若松建設事務所長 原 利 弘

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 登記事務業務委託 一式
 - 2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十年十月三日から同年十二月二十六日まで（八十五日間）
 - 4 履行場所 入札説明書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
 - イ 土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
 - ウ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- 3 平成十八年度及び平成十九年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記事務の実績が十件以上ある者であること。
- 4 補助者がいる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- 1 提出期間 平成二十年九月九日（火）から同月十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月十五日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九六五―八五〇一
福島県会津若松市追手町七番五号
福島県会津若松建設事務所総務課
電話番号〇二四二―二九一五四一〇

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年九月十九日（金）午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県会津若松建設事務所総務課（福島県会津若松市追手町七番五号）
- 2 入札及び開札の日時 平成二十年十月一日（水）午後一時十五分
- 3 入札及び開札の場所 福島県会津若松合同庁舎本館一階会議室（福島県会津若松市追手町七番五号）
- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保

証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県会津若松建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(総務部)

公告第四百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第八十六条第一項の規定により、一定の複数建築物に対する制限の特例について、次のとおり認定した。この認定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月九日

福島県相双建設事務所長 堀 内 進

一 認定に係る対象区域

- 一 南相馬市原町区西町三丁目三十七番地三、三十七番地四、三十八番地一の一部及び三十九番地一の一部

二 縦覧場所

- 一 南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双建設事務所建築住宅部（建築住宅部）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成二十年九月二日現在において、次のとおりである。

平成二十年九月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三三、三九二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 三三四、九二八
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）	選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）
伊達郡	三二、七六八	福島市	七七、〇六二
安達郡	一八、三三八	会津若松市	三一、七三七
岩瀬郡	八、五四〇	郡山市	八八、八一四
南会津郡	八、九〇二	いわき市	九五、一六〇
耶麻郡	一四、二一九	白河市	一一、六一〇
河沼郡	九、四二四	原町市	一一、七五八
大沼郡	八、六九二	須賀川市	一八、〇二三
西白河郡	一八、〇五四	喜多方市	九、二七六
東白川郡	九、八八六	相馬市	一〇、四三五
石川郡	一一、五二二	二本松市	九、一九二
田村郡	二〇、一二六		
双葉郡	一九、九九八		
相馬郡	一〇、九九四		

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十年九月二日次のとおり指定した。

平成二十年九月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 新 妻 威 男

施設の名 称	施設の 所在地
メープルハイムいわき	いわき市平上荒川字安草二八番地